

港則法関係書類作成の手引き

令和4年1月

監修 徳島海上保安部交通課

目次

第1章 申請時の留意事項	
第1節 事務取扱時間	4
第2節 許可申請取り扱い事務所	4
第3節 書類作成の留意事項	4、5
第4節 許可書等の取扱い	5
第2章 港則法の概要	
第1節 概説	6
第2節 適用される港(令和2年1月現在)	6、7
第3節 特定港における規制等	8
第4節 用語の解釈等	9
第5節 岸壁区分	9
第3章 入出港及び停泊等	
第1節 入出港届	10
第2節 入出港届省略許可	11
第3節 係留施設使用届	12
第4節 停泊場所指定願	13
第5節 移動許可	14
第6節 修繕、係船届	15
第4章 危険物	
第1節 危険物積載船舶に対する港長の指揮	16
第2節 危険物の種類	16
第3節 危険物積載船舶の停泊場所指定	17、18
第4節 危険物荷役許可	19～21
第5節 危険物運搬許可	21
第6節 危険物荷役・運搬包括許可	22
第7節 危険物専用岸壁承認願	23～25
危険物専用岸壁承認願 <記入例>	26
第5章 工事・作業・行事	
第1節 工事・作業許可申請	27、28
工事・作業許可申請書(鑑) <記入例>	29
第2節 申請書別紙記入要領	30～34
第3節 磁気探査	35
第4節 警戒船の配備	35、36
第5節 工事作業区域の明示	36
第6節 水底土砂等の溶出検定	37
第7節 海洋施設設置届	37
第8節 水路の保全(水路業務法に基づく通報義務)	37
工事作業変更許可申請書 <記入例>	38
工事作業完了届 <記入例>	39
第9節 行事許可申請	40
行事許可申請書(鑑) <記入例>	41
申請書 <別紙記入例>	42、43

第6章 海上交通安全法.....	44、45
海上工事・作業届出(鑑) <記入例>	46、47
届出 <別紙記入例>	48、49
第7章 その他	
第1節 竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可	50
第2節 えい航の制限	51
第3節 私設信号使用許可	52
第4節 船舶交通の制限	53
各様式	

第1章 申請時の留意事項

第1節 事務取扱時間

(1) 窓口受付時間

平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分～正午
午後1時～午後4時30分

(2) 閉庁日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(3) NACCS(電子申請)による受付

① 受付書類

ア 入出港届	オ 危険物運搬許可申請書
イ 係留施設使用届	カ 移動許可申請書
ウ 停泊場所指定願	キ びょう地指定願
エ 危険物荷役許可申請書	ク 移動届

② 受付時間

土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除いた

平日 午前8時30分～午後4時30分

利用申込

NACCSの利用申込は、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)」にお問い合わせください。

(4) 例外的取扱い

緊急に申請する必要がある場合には、徳島海上保安部へ電話連絡し、取扱いについて確認してください。

第2節 工事・作業・行事の許可申請取扱い事務所

※行事については、特定港(徳島小松島港)のみ

工事・作業実施場所	取扱い事務所
徳島海上保安部管内の各港及びその境界付近 又は海上交通安全法適用海域	徳島海上保安部交通課 TEL0885-32-0431
由岐、日和佐、牟岐、浅川、穴喰 各港及びその境界付近	徳島海上保安部美波分室 TEL0884-77-0555

なお、美波分室で扱う工事作業は採水や定例的な作業に限ります。

その他の工事・作業につきましては徳島海上保安部交通課で取り扱います。

第3節 書類作成の留意事項

港則法に基づく各種の届出、許可申請書類の作成については、それぞれの項で説明しますが、ここでは、書類の作成、取扱い等の共通する事項を取りまとめておりますので、参考としてください。

(1) 提出日は、和暦(令和〇年〇月〇日)で記入してください。

(2) 港長の許可印、指定印、受領印等が押された書類については、勝手に内容等を修正することはできません。

許可を受けて行われる内容等に変更が生じた場合は、遅滞なく一部変更の許可申請等を行うか、新たに許可申請等を行ってください。

ただし、次に掲げる変更が生じた場合は、事前に電話連絡頂くことにより変更手続きを行うこともできます。

なお、受付時間中においては、NACCSで許可申請等をされたものはNACCSで変更又は取消しを行い、新規に申請を行ってください。

① 許可、指定及び届出の <u>期間の変更</u> (潮汐を利用して係留を行う場合を除く。)
② 危険物荷役、運搬許可及び錨地・停泊場所指定に係る危険物接岸荷役許容量(錨地・停泊場所の指定にあつては、停泊許容量)の <u>危険物のこん包の数及び正味重量の減少</u> に係る変更。
③ 港長が承認した専用岸壁における危険物荷役・運搬に係る 1 回の <u>最大荷役量の範囲内での荷役量の増減</u> に係る変更。
④ その他実質審査を要しない軽微な変更。

(3) 包括許可は、1 か月を単位として、毎月 20 日～末日までの間に、翌月分を申請してください。(新規の包括許可については、余裕をもって事前にご相談してください。)

(4) 記載欄には余白が生じないように記入してください。

該当項目がない場合は、「なし」と記入するか、「斜線」を引いてください。

(5) 書類の提出前に手書きで記載内容の変更・修正等を行う場合は、横線 2 本を引いて削除し、その上部に新しい内容を記載してください。

また、押印を使用される場合は削除部分が分かるよう押印し、押印を使用しない場合は署名してください。

※署名押印は、訂正される方のものでかまいません。

(6) 港則法に規定する船舶とは、水上輸送の用に供する船舟類であり、通常の船舶のほか、にクレーン船、はしけ、台船等の無動力船も含まれます。

なお、この場合の総トン数は載貨重量トン数の 60%を総トン数とみなします。

第4節 許可書等の取扱い

(1) 許可書又は許可書写しを必ず許可を受けた行為の行われている現場に携行してください。

(2) 許可を受けた者は、許可の内容、許可条件、港長の指導事項等を現場の関係者に周知してください。

第2章 港則法の概要

本手引きに記載されている主な用語例は、以下のとおりです。

(用語例)

- ・法……………港則法(昭和23年法律第174号)
- ・政令……………港則法施行令(昭和40年政令第219号)
- ・規則……………港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)
- ・タンカー(タンク船を含む)……貨物倉の大部分がばら積みの液体輸送のための構造を有する船舶
- ・引火性危険物……………引火性液体類及び引火性高圧ガス
- ・引火性危険物積載タンカー…引火性危険物を貨物として積載しているタンカー又はこれらの貨物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれが無いことを船長が確認していないタンカー
- ・危険物港区……………規則別表第1に掲げる危険物積載船舶が停泊すべき港の港区
- ・遅滞なく……………提出することが可能な状況においては、直ちに

第1節 概説

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的に制定されました。(昭和23年7月15日法律第174号)

海上交通ルールを定めた法律は、他に海上衝突予防法、海上交通安全法がありますが、港則法は海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規で海上交通取締法規です。

同法には、次のような事項が定められております。

- (1) 入出港及び停泊に関する事。
- (2) 航路及び航法に関する事。
- (3) 危険物の荷役及び運搬に関する事。
- (4) 水路の保全に関する事。
- (5) 灯火、信号及び私設信号に関する事。
- (6) 工事・作業等に関する事。
- (7) 船舶交通の制限に関する事。

第2節 適用される港(令和2年1月現在)

港則法が適用される港は、同法第2条に基づく政令によって定められており、全国で500港あります。

このうち特定港は、同法第3条第2項に基づき喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入りする港として政令により定められており全国で87港あります。

特定港には、港長が配置されており、法の目的を達成するために届出の受理、停泊場所の指定、危険物荷役や工事作業の許可等の事務を行っています。

	港名	港の区域	申請書の あて名
特定港	徳島 小松島港	徳島市北沖洲東端(北緯34度4分22秒 東経134度35分49秒)から114度1,500メートルの地点まで引いた線、同地点から164度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに沖洲川沖洲大橋、福島川福島新橋、新町川からちどき橋、御座船入江川山城橋、冷田川樋門、園瀬川鉄道橋、勝浦川勝浦浜橋、神田瀬川千歳橋及び立江川鷺橋各下流の河川水面	徳島 小松島港長
適用港	撫養港	遠見ノ鼻から0度1,750メートルの地点から90度2,300メートルの地点まで引いた線、同地点から180度4,800メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線、竹島北端から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに文明橋下流の撫養川水面	徳島海上保安部長
	今切港	今切港長原導流堤灯台(北緯34度6分14秒 東経134度36分34秒)から249度970メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び三ツ合橋下流の今切川水面	
	富岡港	亀埼東端から丸島島頂(72メートル)まで引いた線、同島頂から46度30分1、105メートルの地点まで引いた線、同地点から青島三角点(53メートル)(北緯33度55分31秒 東経134度43分20秒)まで引いた線、同三角点から306度30分に陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに富岡港防砂堤灯台(北緯33度55分33秒 東経134度42分42秒)から284度3,500メートルの地点から162度に引いた線以東の桑野川及び派川那賀川水面	
	橘港	阿南市大瀉町柏の東端(北緯33度53分1秒 東経134度40分40秒)から楠ヶ浦北端(北緯33度51分15秒 東経134度41分31秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	由岐港	足摺岬から籠野島北端を経て東由岐浦南端(北緯33度45分50秒 東経134度35分59秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	日和佐港	阿瀬比ノ鼻から大磯東端まで引いた線、大磯西端から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日和佐川厄除橋及び奥潟川奥潟樋門下流の河川水面	
	牟岐港	小張埼から仏埼(北緯33度39分24秒 東経134度25分2秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川橋下流の牟岐川水面	
	浅川港	網代埼から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	宍喰港	古愛宕三角点(196メートル)北緯33度33分28秒 東経134度17分45秒)から74度1550メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び宍喰橋下流の宍喰川水面	

第3節 特定港における規制等

特定港(徳島小松島港)における規制等一覧は、以下のとおりとなります。

(1) 許可

- ・港内移動(法第6条)
- ・危険物の荷役、運搬(法第22条)
- ・私設信号の設定(法第28条)
- ・工事・作業(法第31条)
- ・行事(法第32条)
- ・竹木材の水上荷卸、筏係留、筏運行(法第34条)

(2) 命令、指揮

- ・びょう地の指定(法第5条第2項)
- ・係留施設の使用の制限、禁止(法第5条第6項)
- ・修繕、係船に対する措置(法第7条)
- ・船舶に対する移動命令(法第9条)
- ・停泊の制限(法第10条、規則第6条)
- ・危険物積載船舶に対する措置(法第20条、第21条)
- ・水路保全の措置(法第23条)
- ・工事・作業等の許可に対する措置(法第31条第2項)
- ・漁ろうの制限(法第35条)
- ・灯火の制限(法第36条)
- ・喫煙等の制限(法第37条)
- ・船舶交通の制限等(法第38条、第39条)
- ・原子力船に対する規制(法第40条)
- ・えい航の制限(規則第9条)
- ・港長が提供する情報の聴取(法第41条)
- ・航法の遵守及び危険の防止のための勧告(法第42条)

(3) 届出

- ・入出港の届出(法第4条、規則第1条)
- ・係留施設の使用届(法第5条第5項、規則第4条第4項)
- ・移動の届(法第6条第2項)
- ・修繕、係船の届(法第7条)
- ・海難発生時の報告(法第24条)

第4節 用語の解釈等

(法第31条第2項の港長が命ずることができる「船舶交通の安全のために必要な措置」)

許可申請があった場合、その行為が船舶交通の安全上支障があるときは、港長が許可することはできませんが、必要な措置を講ずることによって船舶交通に及ぼすおそれのある危険性を排除できると認めるときは、港長は必要な措置を命ずることにより許可することができます。

第5節 岸壁区分

港長は、次の標準により港内全ての係留施設を、A、B、C1、C2、Dに区分し、この区分に応じて危険物の接岸荷役許容量を定めています。

岸壁区分	標準
A	・旅客船に係留するバース及びその付近のバース ・観光客の雑踏するバース ・船舶が極めて輻輳している場所の付近のバース 市街地に極めて近接しているバース (距離の標準としては、100m程度以下)
B	・A、C1、C2、D以外のバース (市街地から距離の標準としては300m程度)
C1	・港湾法上の保安港区に指定されたバース ・市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース (距離の標準としては、500m程度以上)
C2	・コンテナ専用岸壁
D	・港長が適当と認める専用岸壁

第3章 入出港及び停泊等

第1節 入出港届

適用条文

第4条(入出港の届出)

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(1) 様式

第1号様式

(2) 届出者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(3) 対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する日本船舶を除くすべての船舶

規則第2条

次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

- 1 総トン数 20 トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶
- 2 平水区域を航行区域とする船舶
- 3 旅客定期航路事業(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの。(以下省略)

(4) 留意事項

- ① 検疫のみの目的で、港域内の検疫区域に錨泊し、検疫終了後すみやかに出港する場合は入出港届の届出は不要です。
- ② 船名は、外国船の場合は英語で、日本船の場合は日本語で船舶国籍証書に記載されているとおり記入してください。
- ③ 停泊場所は、「徳島小松島港徳島区第一区〇岸壁」等、停泊している場所(岸壁名)を具体的に記入してください。
- ④ 「入港したとき」とは、単に港の境界線の内側に入ったときをいうのではなく荷役、人の乗下船、補給その他の目的をもって港域内において停泊したときをいいます。
例えば、岸壁、栈橋等の係留施設に完全に係留したとき、びよう泊の場合は錨が海底をかいたときをもって入港としております。

第2節 入出港届省略許可

適用条文

規則第 21 条第1項(適用除外等)

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

(1) 様式

第2号様式

(2) 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(3) 対象船舶

主として当該港を基地とし、係留場所も確保されており、船舶の動静把握が容易な次に掲げるような船舶です。

- 一定の範囲内に停泊する同一船舶
- おおむね月 10 回以上入港する船舶

(4) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、原則として1か月以内(その月の最終日まで)です。
(新規の申請にあたっては、事前に窓口等でご相談ください。)
- ② 許可期間が終了した場合は、遅滞なく入出港の実績表を提出してください。

第3節 係留施設使用届

適用条文

法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときには、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

規則第4条第4項

法第5条第5項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数500トン(関門港若松区においては、総トン数300トン)以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

- 1 係留の用に供する係留施設の名称
- 2 係留の用に供する時期又は期間
- 3 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- 4 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

(1) 様式

第4号様式

(2) 届出者

係留施設の管理者又は係留施設の管理者から委任を受けた代理人(店)

(3) 対象船舶

総トン数500トン以上の船舶を係留させる場合

(4) 留意事項

- ① 係留施設の管理者は、係留しようとする船舶が当該施設の水深、係船能力等を考慮して、安全に係留できることを確認のうえ届け出てください。
- ② 同一係留施設において、係留船舶が重複しないよう係留時間を確認のうえ届け出てください。
- ③ 総トン数が明示されていない無動力の台船、バージ、作業船等は、次のいずれかで総トン数を算出して、500トン以上であれば本届を提出してください。

ア 載貨重量トン数がある場合…載貨重量トン数×0.6

イ 載貨重量トン数がない場合…全長×幅×平均喫水(貨物満載状態)×0.6

- ④ 係留施設の係留能力を超える船舶を一時的に係留する場合、水深の関係で臨時に潮位を利用しなければ係留できない場合などの特殊な係留となる場合は、十分余裕をもって事前に窓口へご相談ください。

なお、この場合は係留検討書(安定計算書)、潮位計算書等の関係書類を添付して届け出てください。

(5) 係留施設使用届省略許可

同一の船舶を一定の範囲内に係留する場合で、概ね月10回以上離着棧する施設にあつては、1か月以内の期間に限って許可となりますので、第5号様式により許可を受けてください。(新規の申請については、事前に余裕をもって窓口にご相談ください。)

第4節 停泊場所指定願

適用条文

法第5条第2項

国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設(以下「けい留施設」という。)にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所(以下「びよう地」という。)の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

法第5条第3項

前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

規則第4条(国土交通省令の定める船舶)

法第5条第2項の国土交通省令に定める船舶は、総トン数 500 トン(関門港若松区においては、総トン数 300 トン)以上の船舶(阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く。)とする。

規則第4条第3項(国土交通省令の定める特定港)

法第5条第2項の国土交通省令で定める特定港は、京浜港、阪神港及び関門港とする。

(1) 様式

第3号様式

(2) 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(3) 対象船舶

総トン数 500 トン以上の船舶又は危険物を積載した船舶

(4) 留意事項

① 停泊場所の指定は、法第5条第2項又は後述する第 21 条(危険物積載船)のいずれかに該当する船舶が指定を受けるものです。

② 次の船舶は、停泊場所の指定を受ける必要はありません。

- ・ 移動許可を受けた船舶(法第6条第1項)
- ・ 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命ぜられなかった船舶(法第6条第1項ただし書き)
- ・ 修繕中又は係船中の停泊場所の指定を受けた船舶(法第7条第2項)
- ・ 移動を命ぜられ、その際びよう地について指示を受けた船舶(法第9条)
- ・ 危険物荷役許可を受けた船舶(法 22 条第1項)
- ・ 危険物運搬許可を受けた船舶(法 22 条第4項)
- ・ 港長から停泊場所に係る命令又は勧告を受けた船舶(法第 39 条第3項又は第4項)

③ 危険物を積載した船舶は、規則第3条別表第一により、港区ごとに停泊すべき船舶が定められています。

第5節 移動許可

適用条文

法第6条(移動の制限)

汽艇等以外の船舶は、第4条、次条第1項、第9条及び第22条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、前条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。

ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

(1) 様式

第3号様式

(2) 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(3) 対象船舶

びよう地からびよう地に移動する総トン数 500トン以上の船舶又は危険物積載船舶

(4) 留意事項

① 次の場合は、申請の必要はありません。

- ・出港の届出を行った場合(法第4条)
- ・修繕又は係船の届出を行った場合(法第7条第1項)
- ・港長から移動を命ぜられた場合(法第9条)
- ・危険物の運搬・荷役の許可を受けた場合(法第22条)
- ・海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合

② 移動許可を受けた船舶は、法第5条第2項のびよう地の指定又は法第21条の停泊場所の指定を受ける必要はありません。

第6節 修繕、係船届

適用条文

法第7条(修繕及び係船)

特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(1) 様式

第6号様式

(2) 届出者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(3) 対象船舶

汽艇等以外の船舶で、修繕又は係船しようとする船舶

(4) 留意事項

① 「停泊場所指定」印を押印のうえ、届出者に交付します。

押印された指定印をもって、法第7条第2項の停泊場所指定を受けたものとして取扱います。

② 「修繕」とは入渠又は上架して行う修繕以外の主機、舵取機等の修繕で船舶の運航に長時間支障を生じる場合(概ね24時間以上継続するもの)を言います。

③ 「係船」とは、一般的には船舶をつなぎ止めることのすべてをいうが、本条では、以下の要件を全て満たし、特別な管理体制を構築する必要のある船舶をいいます。

- ・ 船舶安全法施行規則第2条第2項第5号に定める船舶
- ・ 同規則第41条第1項の規定により船舶検査証書を返納し、船舶安全法第2条第1項の適用除外となる船舶
- ・ 比較的長期にわたり当該船舶が運航されず、船舶所有者等の直接的管理下でない状態におかれるような船舶

④ 届出に当たっては、船主、乗組員、代理店等の関係者で緊急時の対応策を策定しておいてください。

⑤ 事故防止措置の欄には、荒天時の係留強化策、緊急連絡方法、船内巡視等の対策を記載してください。

第4章 危険物

第1節 危険物積載船舶に対する港長の指揮

適用条文

法第 20 条第1項

爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。)を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

留意事項

- ① 「当該船舶の使用に供するものは除く」とは、自己発煙信号、信号紅炎等他の法令で備え付けるべきことが義務付けられている火工品や、船舶の運航に必要な燃料類、調理用のプロパンガス等、当該船舶の運航に必要な危険物は除外するとしたものです。
- ② 港長は、必要に応じ、航行を補助する船舶の配備、ボイル・オフ・ガスの放出の制限、航行速力の指定等の指導を行う場合がありますので、港内に入港するまでに指示ができるとしたものです。

第2節 危険物の種類

法第 20 条第2項

前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

規則第 12 条

法第 20 条第2項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)第2条第 1 号に定める危険物及び同条第 1 号の2に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示
(昭和 54.9.27 運輸省告示第 547 号)

留意事項

- ① 引火性又は爆発性の蒸気を発する危険物を荷卸し後、ガス検知を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認したタンカーは、危険物積載タンカーとして取扱いません。
- ② 危険物を積載していたタンクを洗浄した「タンク洗浄水」は、十分希釈されており当該危険物の危険性がないことを船長が確認していれば、港則法上の危険物として取扱いません。

第3節 危険物積載船舶の停泊場所指定

適用条文

法第 21 条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。

ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない。

(1) 様式

第3号様式

(2) 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(3) 対象船舶

危険物を積載して入港しようとする船舶

(4) 留意事項

① 停泊許容量は、次のとおりです。

ア コンテナ専用船が C2 岸壁に停泊する場合は、下表区分にかかわらず荷役許容量の5倍を停泊許容量の基準とします。

区分	停泊許容量				備考
	危険物港区		危険物港区以外の場所		
	係留施設	係船浮標 又は 錨地	係留施設	係船浮標 又は 錨地	
危険物を開放された場所に積載している場合	荷役許容量の2倍	無制限	荷役許容量の2倍	荷役許容量の2倍 (C1岸壁の4倍)	当該開放された場所の危険物の付近又は同一船艙若しくは区画内で他の危険物の荷役を行うときは、荷役許容量に同じ
危険物を積載してある船倉又は区画を開放する場合			荷役許容量の5倍		
危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合	荷役許容量の5倍		荷役許容量の5倍	無制限	

イ 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放されていない場所に積載している場合の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

【計算式】

$$a/A+b/B+c/C+\dots \leq 1$$

a、b、c……それぞれの危険物積載量

A、B、C……それぞれの危険物の停泊許容量

- ② 危険物を積載したまま夜間、岸壁等に係留する場合は岸壁管理者の了承を得てください。
- ③ 危険物専用岸壁(D岸壁)においては、本停泊許容量は適用しませんので、大量の通過危険物を積載している船舶は、事前に港長と調整してください。
- ④ 「びよう地の指定を受けるべき場合を除いて」とは、法第5条第2項の指定を受けた場合は改めて本条の指定を受ける必要はないとしたものですが、そのほかにも、次の危険物積載船舶についても本条の指定を受ける必要はありません。

- ・ 移動許可を受けた船舶(法第6条第1項)
- ・ 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命じられなかった船舶(法第6条第1項ただし書き)
- ・ 停泊・停留場所を指定されて移動を命ぜられた船舶(法第9条)
- ・ 危険物荷役許可を受けた船舶(法第22条第1項)
- ・ 危険物運搬許可を受けた船舶(法第22条第4項)

- ⑤ 本条は停泊のみならず停留する場合についても制限しているため、先船の荷役が終了するまで岸壁近くで漂泊する場合等も、本条の適用を受けることとなります。
- ⑥ 検疫のため、検疫びよう地に仮泊する場合は、法第21条の規定による停泊場所の指定を受ける必要はありません。

第4節 危険物荷役許可

適用条文

法第 22 条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

- (1) 様式
第3号様式
- (2) 申請者
船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員
- (3) 対象船舶
危険物を貨物として荷役をしようとするすべての船舶
- (4) 留意事項
 - ① 危険物の品名は商品名等を使用しないで告示に定められた品名を記入してください。
 - ② 船舶の停泊及び荷役時間が、同一岸壁において他の船舶と重複しないよう確認のうえ申請してください。
 - ③ 危険物の数量は、個品の場合は容器包装の数を、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載してください。
なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に()書きで薬量を記載してください。
 - ④ 次の危険物荷役に際しては、あらかじめ港長と調整してください。
 - ・ 荷役許容量の基準を適用しない大量の荷役を行う場合
 - ・ 火薬類を 25 キログラム(等級が 1.3、1.4 又は 1.6 の場合は1トン(爆薬換算量をいう。))を超えて荷役する場合
 - ・ 核分裂性物質等を荷役する場合
 - ⑤ 荷役許容量は、危険物の種類と荷役場所(岸壁等)を考慮して、危険物接岸荷役許容量により荷役量が定められています。
 - ⑥ 2種類以上の危険物を荷役する場合の許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。
 - ⑦ すでに危険物を積載している船舶が、一部の危険物を荷卸し又は積込みする場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量(荷役する危険物の付近の開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあつては荷役許容量に同じ数量とする)で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

【計算式】

$$(a1/A1+a2/A2+\dots) + (b1/B1+b2/B2+\dots) \leq 1$$

a1、a2……既に積載していて荷役しない危険物の量

A1、A2……既に積載していて荷役しない危険物の停泊許容量

b1、b2……荷役する危険物の量

B1、B2……荷役する危険物の荷役許容量

例：a1…100トン、a2…100トン、b1…100トン、b2…100トン

A1…500トン、A2…500トン、B1…500トン、B2…500トンとして計算式にあてはめると

$$(100/500+100/500) + (100/500+100/500) = 0.8 \leq 1 \quad (\leftarrow \text{荷役可})$$

(注) 上式の計算に際しては、C2 岸壁における火薬類の A 又は B は、それぞれ C2 岸壁に

おける火薬類の停泊許容量又は荷役許容量の2倍の数量とする。

- ⑧ 危険物専用岸壁においては、あらかじめ承認されている数量が**最大荷役量**となります。
 ⑨ メタン又は天然ガス(LNG)の荷役にあつては、クールダウン開始をもって荷役開始とします。

危険物接岸荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考
			A岸壁	B岸壁	C1岸壁	C2岸壁	
爆発物	火薬類	等級 1.1、1.2、1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級 1.3、1.4、1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質類	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
その他の危険物	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性高压ガス	5	100	500	2,000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1,000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2,000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1,000	4,000	
	可燃性物質	可燃性物質	10	250	1,000	4,000	
		自然発火性物質	5	100	500	2,000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2,000	
	酸化性物質	酸化性物質	5	100	500	2,000	
		有機過酸化物 (爆発物を除く)	1	20	100	400	
	毒物類	毒物	10	250	1,000	4,000	
	放射性物質等	第1種	0	0	-	-	特別の保安体制をとること
		第2種	0	-	-	-	
		第3種	0	-	-	-	
腐しよく性物質		10	250	1,000	4,000		
有害性物質		10	250	1,000	4,000		
その他		-	-	-	-	注3参照	

(注1) 単位は、正味重量(火薬類については、爆薬に換算した薬量)のトン数(圧縮ガスにあつては、容量(温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容量をいう。)100立方メートルを1トンとみなす。)です。

(注2) 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は次のとおりです。

火薬類		爆薬 1 トンに換算される数量
火薬		2 トン
火工品 (弾薬を含む)	実包又は空包	2, 000, 000個
	信管又は火管	50, 000個
	銃用雷管	10, 000, 000個
	工業雷管又は電気雷管	1, 000, 000個
	信号雷管	250, 000個
	導爆線	50キロメートル
	コンクリート破砕器	100, 000個
	導火管付き雷管	250, 000個
	制御発破用コード	10キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

(注 3) その他(液体化学薬品(化学薬品に限る))については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類のいずれかの類別に当てはめた数量とします。

第5節 危険物運搬許可

適用条文

法第 22 条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

- (1) 様式
第7号様式
- (2) 申請者
船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員
- (3) 対象船舶
同一特定港内又は境界付近において、危険物を運搬しようとする船舶
- (4) 留意事項
 - ① 運搬とは、運搬の始発、終着の両地点がその特定港内または境界付近にある場合をいいます。
 - ② 運搬の許可を受けた船舶は、その運搬に伴う積込み及び荷卸しの許可を併せて受けたものとみなします。
 - ③ 申請書類作成及び荷役許容量等に関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。
 - ④ 運搬の許可を受けた船舶が他船に積込む(荷卸)場合、荷役する危険物が他船の船用品でない場合(貨物)は、他船も危険物荷役の許可が必要です。

第6節 危険物荷役、運搬包括許可

(1) 要件

危険物(火薬類を除く。)の荷役又は運搬について、以下のような要件を満たす場合は、一船ごとに1か月以内の期間に限り、包括的に許可申請をすることができます。

- ① 危険物の種類、数量その他を勘案し、危険が少ないと認められること。
- ② 荷役又は運搬の回数が非常に多いこと。(概ね月 10回)
- ③ 荷役する危険物の性状が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。
- ④ 危険物の専用船であること。
- ⑤ 一般船舶であるときは荷役量が少ないこと。
- ⑥ 船内の火気管理が十分であること。
- ⑦ 荷役場所は、D岸壁(岸壁区分がDに属するバース)であること。
なお、その他の場所で荷役を行う場合は、荷役量が少なく場所が一定であり、D岸壁に準じて安全対策措置が講じられていること。
- ⑧ 荷役船舶において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2) 様式

第7号様式の表題を「危険物荷役(運搬)包括許可申請書」と修正してください。

(3) 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶職員

(4) 留意事項

許可期間中の実績表を一船ごとに、翌月5日までに提出してください。

第7節 危険物専用岸壁承認願

(1) 専用岸壁(D岸壁)の基準

① 立地条件

ア 荷役船舶の船首から船尾に至る間の陸岸が当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等の構内であること。

当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等以外の事業所等が含まれる場合は、当該事業所等の火気管理状況その他が適当と認められること。

事業所等の構内にない岸壁の場合は、岸壁上を常時又は一時的に占用し、立入りが禁止できること。

イ 原則として、付近の事業所等との調整がとれていること。

ウ 引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から石油類のタンク、ボイラー又は裸火を使用する作業場等火花や火気が生じるおそれのある場所までの距離が30メートル以上であること。

危険物が漏洩した場合に引火するおそれのないような地形又は構造の場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる。

エ タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あること。

ただし、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、輻輳状況等により、上記の距離を適宜増減することができる。

② 電気、照明設備

引火性危険物の荷役を行う岸壁上の照明設備その他の電気設備は、防爆仕様のものであること。

③ 消防・防災設備等

ア 荷役船舶又は付近の建物に火災が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却、危険物への注水等のために必要な消火設備(消火栓の数、ホースの長さ等)が整備されていること(消防自動車用道路、自家用消防車の有無等も勘案)。

イ 危険物の種類によっては、化学消火設備を備え、又は危険物が漏洩した場合に危険を除去するために必要な要具、資材等を整備すること。

ウ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、荷役中は、即時使用可能な状態にしておくこと。

エ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。

オ 引火性液体類を取扱うバースにあっては、危険物の種類にかんがみ、有効な場合には、オイルフェンスの展張及び油吸着材等の使用について必要な措置が講じてあること。

④ 荷役安全管理体制

ア 当該事業所等における荷役の安全に関する業務を統括管理する者(以下「荷役統括管理責任者」という。)、荷役の実施及び安全を管理する者(以下「荷役管理責任者」という。)及び荷役管理責任者の指揮監督のもとに荷役現場において荷役の安全を確認する者(以下「荷役作業責任者」という。)が適正に配置され、適切な荷役安全管理を行い得るよう社内の規則により、各責任者間の関係、荷役の実施及び安全管理に関する責任分担等が明確にされていること。

なお、小規模の事業所等においては、荷役管理責任者が、荷役作業責任者を兼務

することができるものとする。

イ 責任分担には、船舶における荷役安全確認の実施結果の把握、確認及び荷役実施時の現場立会いに関する事項が含まれていること。

ウ 当該事業所等のバースを他の事業者を使用させる場合、荷役作業の全部又は一部を他の事業者に委託する場合等施設の管理運営業務若しくは荷役作業の全部又は一部が当該事業所等以外の者によって行われる場合には、両者の行う当該業務の内容及び安全管理に関する責任分担が明確にされていること。

エ 当該事業所等の本社等上部機関における安全担当部門の組織、責任者及び職務内容(安全に関する総合調整、企画、教育研修、事業所等に対する指導、助言、安全点検等)が記載されるとともに、荷役安全管理体制の中での位置付けが明確にされていること。

オ 荷役統括管理責任者は、原則として、荷役の安全に関する業務を統括する者とし、その他の責任者は、危険物荷役に関し、適当な知識経験を有する者であること。

⑤ 荷役監督要領

ア 荷役作業時(荷役作業前後の準備時等を含む。)における責任者の配置(場所、人数等)、責任者の行う荷役安全管理業務の具体的な内容(安全確認、現場立会い、報告、安全管理記録、安全点検等)及び当該業務の具体的な執行方法(指示及び安全確認の手段等)が明確に記載されていること。

なお、施設の管理運営形態等(前記④ウ参照)、荷役船舶等により荷役作業体制が異なる場合には、その体制ごとに記載されていること。

イ 安全確認については、荷役作業責任者による船側荷役安全確認実施結果の具体的な把握、確認が、また現場立会いについては、荷役作業責任者による作業開始時等荷役の安全管理上重要な時点における立会いが、少なくとも定められていること。

ウ 承認願の安全対策その他荷役中の注意事項を、荷役関係者及び船舶乗組員に周知させる措置が講じてあること。

⑥ 火気の使用及び立入りの禁止の要領

ア 引火性危険物の荷役を行う場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から 30 メートル以内の陸岸においては、次のような事項を禁止し、必要に応じ、境界柵を置き、注意事項を掲示し、警備員を配置する等の措置が講じてあること。

地形その他を勘案の上、危険物が漏洩した場合に引火のおそれがないと認められる場合は、上記の距離を 15 メートル程度まで減ずることができる。

(ア) 関係者以外の立入り

(イ) 消防自動車及び荷役危険物を運搬する自動車以外の自動車の立入り

(ウ) マッチ、ライターその他火炎又は火花を発生おそれのある器具の携行

(エ) 喫煙その他火気の使用

(オ) 携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等は、電源を切っておくとともに、使用にあつては、荷役責任者の了解を得ること。

イ 引火性危険物以外の危険物の荷役を行う場合、岸壁上の荷役場所付近に対し、上記アに準じた措置をとること。

ウ 立入禁止区域外においても適正に火気の管理が行われていること。

⑦ その他

ア 着積中の引火性危険物を積載したタンカーから 30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、30メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船(員)を配置することとしていること。

イ 緊急時の警報、構内の連絡、着積中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。

ウ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難(着積中の船舶の緊急離脱のための棧橋作業員の手配及び緊急時に本船乗組員が帰船するための構内立入りの許可に関する事項を含む。)等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。

(2) 専用岸壁の承認

① 危険物の荷役に使用するバース(D岸壁)の取扱いを受けようとする事業所等(所有者等当該バースを管理する者)の代表者は、次のような事項を記載した承認願を2部提出してください。

② 承認願の提出に当たっては、危険物荷役作業手引き、安全規則、防災規則等の手引書等を作成している場合には、これを添付してください。

③ 添付物として、位置図、構内配置図、タンク配置図、照明・消火・防災設備等の配置図、船舶の係留状況図、各種手引書等があります。

④ 承認願記載事項に変更が生じた場合は、前記様式の表題を「危険物専用岸壁変更承認願」として、変更の理由、内容(新旧対象)を記載して提出してください。

なお、次の事項に係わる変更については、変更届として提出してください。

ア 荷役岸壁の名称

イ 月間荷役量(量的に減少する場合に限る。)

ウ 1回の最大荷役量(量的に減少する場合に限る。)

エ 最大荷役船舶の要目(船型が小型化する場合に限る。)

オ 陸上の輸送計画

カ 設備(安全性が低下しないと認められる場合に限る。)

キ 安全管理に関する責任者の職名、氏名及び受有資格

ク 本社等の安全担当部門の組織、責任者及び職務内容

ケ その他港長が軽微な変更と認める事項

徳島小松島港長 殿

住 所
名 称
代表者

危険物専用岸壁承認願

下記のとおり危険物専用岸壁の承認を受けたいので、関係資料を添付して申請いたします。

記

1 荷役岸壁の名称、位置及び構造

バース、付近の建物、石油類のタンク等の関係位置を示す図面を添付すること。

2 荷役計画

取扱い危険物の種類、月間荷役量、1回の最大荷役量、最大荷役船舶の要目、荷役方法、荷役能力、陸上の輸送計画等について記載すること。

3 設備

- (1) 電気、照明設備
- (2) 消防設備
- (3) 海洋汚染防止設備
- (4) その他の安全防災設備

4 荷役安全管理体制

荷役の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。

5 安全対策

- (1) 荷役監督要領
- (2) 火気の使用及び立入りの禁止の要領
- (3) 荷役中の注意事項
- (4) 緊急時の対応要領

第5章 工事・作業・行事

第1節 工事・作業許可申請

適用条文

同法第31条(工事作業許可・作業の許可)

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

法第31条第2項の港長が命ずる措置には、次のようなものがあります。

- ア 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置
- イ 油の流出又は貨物等の散乱を防止するための必要な措置
- ウ 浚渫、埋立て等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置
- エ 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒、防止するための警戒船の配備
- オ 船底清掃作業が行われる場合のごみ等の脱落防止の措置
- カ その他、必要に応じて作業区域の縮小、又は実施場所、実施時期・時間及び実施方法の変更等

同法第45条(準用規定)

第9条、第25条、第28条、第31条、第36条第2項、第37条第2項及び第38条から第40条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(1) 様式

第9号様式

※ 工事・作業・行事の様式が共通になっていますので、表題は工事・作業の場合は「工事・作業許可申請書」、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載してください。

(2) 申請者

- ① 工事又は作業の**実施責任者**(工事・作業の実施について指揮監督する権限を有する者)。
- ② 請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として**元請業者**。

(3) 提出部数

1部

※ その他別途提出部数を指示する場合があります。
(許可後、申請書鑑のコピーに許可印を押印し、許可書を交付します。)

(4) 提出時期

原則として工事・作業に**着手する1ヶ月前**までに提出してください。

(5) 必要書類

工事・作業許可申請の場合は、工事・作業の内容により異なりますが、概ね次のような順番で書類を添付してください。

① 申請書(鑑)	⑦ 施工計画図面 平面・断面図
② 作業位置図	⑧ 事故防止措置
③ 工事概要	⑨ 緊急連絡体制表
④ 工程表	⑩ 使用船舶一覧表
⑤ 施工フロー図	⑪ 契約書又は発注証明書の写し等
⑥ 工事作業の方法	

(6) 留意事項

① 「工事又は作業」

特に明確な区別はありませんが、概念的には、

・「工事」とは、行為の行われた場所において <u>将来に施設その他の痕跡を残すもの</u> ・「作業」とは、行為の行われた場所において <u>将来に痕跡を残さないもの</u> をいいます。
--

例えば、工事・作業には次のようなものがあります。

工事……………岸壁(栈橋)築造工事

橋脚基礎築造工事

護岸基礎築造工事

防波堤築造工事

※撤去工事も含む。

作業……………潜水作業(器具を用いると否と問わない)

深淺測量作業(レッド・音測を問わない)

② 「作業区域」と「施工区域」

「作業区域」とは工事・作業に伴い作業船を係留、移動させるなど工事・作業のために使用する水面のこと。

「施工区域」とは浚渫区域、工作物築造区域等のこと。

③ 定置網、のり養殖棚、かき棚、真珠養殖棚、生け簀等の漁業に関する工作物を設置する場合は「工事又は作業」に該当します。

④ 潜水作業をする場合は、器具を用いる・用いないに関わらず作業に該当します。

⑤ 橋梁築造、岸壁補修、架線の設置及び施工に伴い、陸上から水面上に構造物が張り出す場合は工事又は作業に該当することがあります。

(7) 利害関係者との調整

埋立造成、工作物設置等の工事・作業を実施する場合は、事前に利害関係者に対し工事方法等を十分説明し、工事・作業が円滑に行えるよう調整してください。

(8) 工事・作業の対象とならないもの

① 船内において行われる清掃作業等、その行為が及ぼす影響が船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為。

ただし、船内で行われるものであっても、船体、機関、補機、甲板機械の修繕等船舶の運航機能に直接支障がある修繕であり修繕中は容易に運航できず、復旧が容易にできないような工事・作業を行うときは、別途、港則法第7条に基づき「修繕届」を提出しなければなりません。

② 船舶の離着岸及び荷役等、港内で通常行われる行為。

③ 定置網等の工作物を設置した後に行われる通常の漁ろう活動。

(~~工事・作業又は行事~~) 許可申請書

「工事・作業」、「作業」と施工内容により記載
(不要文字を二重線で削除)

令和 年 月 日

提出日を和暦で記載
(提出時に手書きで記載可)

徳島小松島港長 殿

徳島小松島港の場合: 徳島小松島港長
その他適用港の場合: 徳島海上保安部長

申請者所属・氏名

法人にあつては名称、責任者の職名・氏名を記入。
※社印、責任者印不要(押印省略)。

1 目的及び種類

目的: ○岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき○防波堤を築造するもの。

種類: 防波堤築造の第1期工事として床掘り、土砂の置き換え、基礎捨石工の施工

・発注者の工事名称等をそのまま記入せず、工事・作業の目的と海上で行われる工事の種類等を簡潔に記入してください。

2 期間及び時間

必要最小限の範囲となるようにしてください。

令和○年○月○日～令和○年○月○日 日出～日没(実作業日数:○日)

予備日: 令和○年○月○日～令和○年○月○日(別紙工程表参照)

・契約工期をそのまま記入せず、実際に工事、作業を行う期間及び時間について予備日を含め記入してください。(期間中、数日しか作業しない場合は実作業日数を記載ください。)

・1か月以上の長期に及ぶ工事作業、工事の進捗に伴い工事作業の内容が変わる場合等は工程表を添付してください。

3 区域又は場所

必要最小限の範囲となるようにしてください。

○○港第○区

徳島県○○市○○町地先(別添工事・作業区域図(図1)のとおり)

1 区域が円の場合

○灯台から○度○メートルを中心とする半径○メートルの円内海(水)面

2 区域の場合

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海(水)面

基点: ○灯台

A 基点から真方位○度○メートルの地点(護岸上)

B A地点から真方位○度○メートルの地点

C B地点から真方位○度○メートルの地点

D C地点から真方位○度○メートルの地点(護岸上)

作業区域: 上記A～Dの各点を結んだ線及び陸等に囲まれた海(水)面

・場所については、陸域の地名だけでなく港則法に定められた港名及び港区(港区の定めのある港に限る)を記入してください。

添付された図面、表等については図1、表1等と付し、本文に記載された内容が分かりやすいようにしてください。

4 方法

別紙のとおり

・方法については、別紙を使用して作業方法を記載した書類を添付してください。

5 その他

別紙のとおり

・その他については、別紙を使用して標識、警戒要領、その他船舶に対する事故防止措置等を記載した書類を添付してください。

第2節 申請書別紙記入要領(施工順序に従って簡潔明瞭に記入)

(1) 区域又は場所

- ① 工事・作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲としてください。
- ② 作業区域、施工区域等を表す場合は、緯度・経度若しくはできる限り海図に表示されている灯台等、著名物標からの方位・距離で記入してください。
- ③ 工事・作業を行う場合は、作業区域と施工区域の範囲がわかる図面を作成してください。

灯台名称は、灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の位置が移動するものは基点に使用しないでください。(海図等を使用し図面を作成しても差し支えありません。)

※ 参考例文

「徳島小松島港徳島第○区所在の○岸壁前面海域」(別添作業区域図参照)

(2) 方法

- ・ 工事概要
○護岸(前面水深DL-○m、延長○m、天端高DL+○m)を築造するため、しゅんせつ船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工及び上部工を施工するものです。
(工事フローチャート、要領図参照)
- ・ 準備工
小型クレーン船及び測量船により、本工事着手前に作業区域を明示する灯付浮標識○基(塗色黄色、灯質単せん黄光毎○秒に1せん光、光達距離○km、灯高○m)及び黄色旗付き竹竿○本を設置します。(標識設置位置図、灯浮標諸元表○参照)
作業日数約○日、使用船舶クレーン船○隻、測量船○隻、警戒船○隻、設置した標識の維持管理は、別添標識管理要領に基づき、当社で行います。
- ・ 深淺測量工
GPSを搭載した測量船1隻を○方向、間隔○m、速力約○ノットで反復航走させ音響測深機により現状水深を測量します。(作業日数約○日)
- ・ 浚渫工
グラブ式浚渫船により、DL-○mまで掘削(約○m³)し、土運船により○岸壁まで海上運搬後、揚土のうえ、指定処分地へ陸上運搬し適正に処分します。
土運船は1日当たり○隻運航します。
作業日数約○日、各日浚渫船○隻、土運船○隻、曳船○隻使用。
(浚渫作業状況図、運搬経路図参照)
なお、運搬時の曳航全長は○m以下で行います。
- ・ 杭打ち工
杭打ち船を4点アンカーで係止し、台船により搬入した鋼管(直径○cm、長さ○m、○本)を護岸に沿って打ち込みます。
鋼管は海面上○mに露出しますが、交通船により20m間隔で標識灯を設置します。
作業日数○日、各日杭打ち船○隻、台船○隻、曳船○隻使用。
(杭打ち作業状況図、標識設置図参照)
- ・ 上部工
鋼管杭に台船を係留して、鋼管の上部に型枠を設置し、鉄筋工を施しコンクリート船によりコンクリートを打設します。

<別紙記入例>

約〇日養生した後、型枠を撤去し、ガット船により背後に山土(約〇m³)を投入します。
作業日数約〇日、各日コンクリート船〇隻、ガット船〇隻運航。
(上部工作業状況図、ガット船運航図参照)

・ 後片付工

測量船1隻により、作業海域の音響測深儀を行い水深DL-〇mが確保されていることを確認し、小型クレーン船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。

作業日数約〇日。

(後片付工作業状況図参照)

その他 方法記入例

・ 床掘工

グラブ式浚渫船を図のとおり配置し、岸壁基礎部を水深DL-〇mまで掘削する。

掘削土は押航式土運船に積み〇岸壁まで海上運搬し、揚陸のうえ適正に処分します。

(床掘作業図、運搬経路図を添付)

・ 捨石投入、均し工

ガット船により石材〇m³を搬入し、床掘した箇所に投入します。

捨石投入後、潜水作業船から潜水士(〇式〇名)を降ろし水深DL-〇mに均します。

(ガット船、潜水作業船配置図を添付)

・ ケーソン据付工

〇ヤードで製作したコンクリートケーソン(縦〇m×横〇m×高さ〇m、重量〇トン)合計〇函を起重機船により1函ずつ玉掛けのうえ吊り運搬し、〇に起重機船を係留し基礎マウンド上に据付けます。

吊り運搬時の曳航全長は〇mとなり、ケーソン据付時には潜水士(〇式〇名)により降ろし位置を確認します。(ケーソン吊出し、据付け要領図、曳航形態図を添付)

・ 中詰工、蓋コンクリート工

ガット船を図のとおり係留し、ケーソンの中に土砂を投入後、コンクリートプラント船を図のとおり係留しケーソン上部に生コンクリートを投入のうえ蓋をします。

(中詰工、蓋コンクリート工要領図を添付)

① 工事・作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面(平面図、断面図)等を用いて、簡潔明瞭に記入してください。

② ①で作成する図面は寸法を付記して下さい。

③ 火薬類を使用する工事・作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記入してください。

なお火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、特定港(徳島小松島港)に限り、別途「危険物荷役又は危険物運搬許可」を申請してください。

④ 潜水作業については、潜水方法、潜水者数、潜水時間等を記入してください。

⑤ 付近の可航幅(工事・作業を実施する周辺海域を船舶が航行できる幅員)を著しく狭くする工事・作業については、図面等に可航幅を明記してください。

また作業船のアンカー等の敷設あるいは工作物を海面に張り出す場合は、詳細図を用いて船舶、岸壁等から張り出すワイヤー等の長さを記載してください。

⑥ 作業船・土運船等が作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの入港隻数を記載してください。

岸壁補修工事のように足場等の工作物を海面に張り出して設置、橋梁工事のように足場を吊り降ろした状態で設置する場合は、図上に工作物の海上への張り出し状況、工作物下端から海面までの高さ等を記載してください。

＜別紙記入例＞

- ⑦ ケーソン等の長大物を曳航する場合は、図上に曳航船等の配置状況、曳航全長、警戒船等の配置、曳航経路等を記載してください。
- (3) 工程表
工事・作業が多工種に及ぶ場合は工程表を添付してください。
- (4) 施工フロー図
工事の流れがわかるよう、施工フロー図を添付してください。
工事が陸上と海上で施工される場合は、説明書き等により分かるよう記載してください。
※採水作業・深淺測量等作業のみの場合、施工フロー図の記載は不要です。
- (5) 施工計画図面 平面・断面図
施工計画図面の平面図、断面図がありましたら添付してください。
- (6) 事故防止措置等

＜事故防止措置の記入例＞

- 1 本工事・作業の現場責任者を(正)〇〇〇〇、(副)〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理について指揮監督します。
現場責任者 (正)氏名:〇〇〇〇 (副)氏名:〇〇〇〇
連絡先 昼間:090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 昼間:090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
夜間:090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 夜間:090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 2 施工に当たり、〇等からなる安全連絡会議を設け、工事・作業の調整、安全対策の検討等を行います。
- 3 作業船には、海上衝突予防法に規定する標識を掲げます。(浚渫、航路標識、海底電線、海底パイプラインの敷設、保守・引揚げ等他の船舶の進路を避けることができない作業時は、操縦性能制限船の標識)
- 4 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
岸壁から潜水作業を行うときは岸壁上に「潜水作業中」の横断幕又は国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
- 5 作業中は船長のほかに専従警戒要員を乗船させた警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意喚起し、事故防止に努めます。
付近通航船舶の航行に支障を及ぼす恐れがある場合は、作業を中断し、潜水土を一時退避させ安全を確認した後、作業を再開します。
- 6 作業区域を明示するため、作業位置図のとおり標識灯(型式〇、塗色黄色、単せん黄光毎〇秒に1せん光、光達距離〇km、灯高〇m)〇基を設置します。
- 7 作業船のアンカーワイヤーが一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか、作業を一旦中止し作業船を退避させます。
アンカーワイヤーを使用するときは水深DL-〇m位置の海面に標識灯(型式〇、塗色黄色、単せん黄光毎〇秒に1せん光、光達距離〇km、灯高〇m)を四隅にそれぞれ設置します。
- 8 気象・海象の変化に留意し、気象警報等が発表された場合、徳島県下に津波注意報・津波警報、大津波警報が発表された場合又は次の基準に達したときは作業を中止し、作業船を〇へ避難させます。

作業中止基準(例)

	一般作業の場合	潜水作業の場合
風速	〇m/秒以上	〇m/秒以上

<別紙記入例>

波高	○m以上	○m以上
視界	○km以下	○km以下
潮流		○ノット以上

9 事故発生等、緊急事態が発生した場合は別添緊急連絡系統図により、徳島海上保安部に通報するとともに、応急措置を施します。

10 工事中及び完成後の工作物には、○図のとおり標識灯(型式○、モールス白光毎○秒にU、光達距離○km、灯高○m)○基を設置します。

11 作業船と警戒船とはトランシーバー等により、また作業船と潜水士とは水中電話により常時連絡設定しております。

12 作業船が作業現場で夜間停泊する場合は、停泊灯を点灯するほか、甲板等を作業灯で照射します。

13 工事・作業の内容を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し、関係者等(周知先一覧表参照)へ配布します。

その他記入例

- 1 工事・作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下・流出しないように脱落防止シート等を展張のうえ回収し、○に運搬して揚陸し適正に処分します。
- 2 浚渫にあたっては、別図のとおり周辺に汚濁防止膜を展張します。
- 3 浚渫土砂は、○地区埋立用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。
- 4 関係者からなる安全連絡会議を設け、工事・作業の調整、安全対策の策定・周知等を行うとともに、工事・作業従事者に対し工事・作業の内容、安全対策等について周知を徹底し、救命胴衣や保護具の着用、救命浮環の備え付け、事故防止に努めます。
- 5 同一の作業区域内で複数の工事・作業を同時に行う場合は、作業開始前に両作業関係者間で作業手順、連絡要領、安全対策等について十分な打合せを行い、作業責任者等が現場で監督のうえ実施します。
- 6 工事・作業許可書又は許可書写しは現場に携行し、いつでも提示できるようにします。
- 7 許可内容を変更する場合は、事前に工事・作業変更許可申請を行います。
- 8 工事・作業が完了した場合は、速やかに工事・作業完了届を提出します。

① その他の項目には、許可を受けようとする工事・作業の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記入してください。

② 事故防止措置(安全対策)は、次のような事項を記入してください。

ア 現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
イ 標識の設置
ウ 警戒船の配備、見張り員の監視要領
エ 荒天時等の工事・作業の中止基準
オ 作業船の灯火・形象物、アンカーワイヤー等の明示
カ 緊急時の連絡体制
キ 関係先との調整状況及び周知状況
ク 作業船の夜間停泊場所、対策、荒天時の避難先

③ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記入してください。

ア 海洋汚染防止に関する措置
イ 変更時の手続き、完了届に関すること

<別紙記入例>

(7) 緊急連絡系統図

① 緊急連絡系統図は以下の図を参考に記載してください。

※参考:徳島海上保安部交通課 **通常:0885-32-0431(直通)**

② 潜水作業を行われる場合は、再圧治療・高気圧酸素治療がある病院を緊急連絡体制表内に追記してください。

(8) 使用船舶一覧表

工事・作業に使用する船舶については、

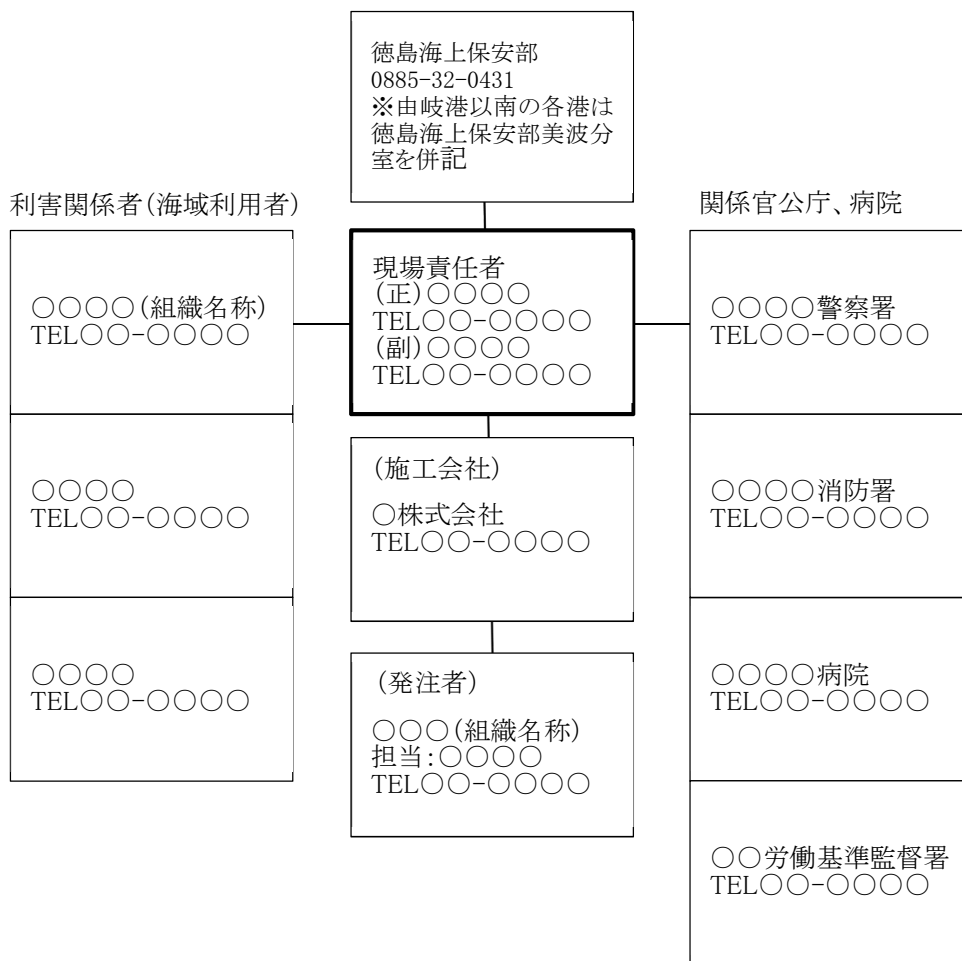
① 用途
② 船名、船舶所有者
③ 総トン数、全長、全幅、喫水
④ 船舶番号又は船舶検査済票番号
⑤ 能力(曳船は機関馬力、警戒船は速力、起重機船は吊り能力、土運船は積載量、廃棄物船は登録番号)
⑥ 備考(参考事項)

等を一覧表に記入してください。

なお、一覧表等に必要事項を記載すれば、船舶検査証書、海技免状、小型船舶操縦免許証、潜水士免許、警戒船業務講習受講証明書の写しは**添付不要**です。

付近の船舶交通に影響のない品質管理、施工管理の内容については**記載不要**です。

緊急連絡系統図



第3節 磁気探査

浚渫・床掘、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与える又は海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出してください。

また、磁気探査中に**爆発物を発見**した場合は、船上に引き揚げる等はず、**水中に保管**し、その箇所を**赤旗等で明示し速やかに海上保安部に通報**してください。

第4節 警戒船の配備

海上保安庁では、海上において行われる工事・作業等に係る警戒船の配備基準を以下のとおり定めており、次のいずれかに該当する工事・作業等を行う場合には、警戒船を配備して実施してください。

(1) 警戒船の配備を必要とする工事・作業

なお、例示した以外の工事・作業を行う場合においても、工事・作業海域周辺の地形や船舶交通の状況等を考慮し、警戒船の配備を検討する必要があります。

① 告示又は公示による交通制限が必要な工事・作業等
② 船舶交通が特に輻輳する航路及び航路周辺海域における工事・作業等(航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く。)
③ 爆破作業、危険度の高い潜水作業等の工事・作業等
④ 航行船舶の可航水域が狭められる工事・作業等
⑤ 港則法施行規則の規定に基づく、曳航制限の免除許可を受けた曳航作業
⑥ 上記の他、船舶交通の危険又は混乱が生ずるおそれのある工事・作業等

(2) 警戒船管理運用要領

長期間にわたって警戒船を配備し複数の警戒船を運用する場合は、警戒業務管理者を配置するとともに警戒船管理運用要領を定め、警戒業務を的確に処理するための体制を確保する必要があります。

工事・作業の発注者が警戒船業務管理体制を整えた場合は、これをもって代えることができます。

(3) 警戒船の業務

警戒船は、工事・作業の現場付近において主として次の業務を行います。

- ① 工事・作業や航行制限の内容に関する情報を通航船舶等へ提供すること。
- ② 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- ③ 工事・作業の実施海域に異常接近しようとする船舶に対して注意喚起すること。
- ④ 工事・作業実施海域内の関連施設や作業船等に異常接近しようとする船舶等の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。
- ⑤ 工事・作業区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無を監視するとともに関係者にその状況を通報すること。
- ⑥ 工事・作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のため必要な措置を行うこと。

(4) 専従警戒要員

海上保安部署等が実施する警戒業務に係る講習(警戒船講習会)のうち、業務講習を受講した者を専従警戒要員として1名以上配置する必要があります。

(5) 警戒船の性能

- ① 堪航性

警戒船が配備される海域において予想される気象・海象条件の下で、警戒業務を適切に実施するために十分な堪航性、居住性等を有すること。

② 速力

警戒船は、工事・作業等の実施海域付近を航行する船舶の動静把握に努めAIS等を活用し、それらの状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力(目安として航行船舶の平均速力以上)を有すること。

(6) 設備等

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	必要に応じて装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事・作業現場及び警戒業務管理者との連絡が可能な無線設備	超短波無線電話(国際VHF)、船舶電話
監視機材	双眼鏡	レーダー又はAIS送受信機
注意喚起機材	拡声器、赤旗(1m×1m)並びに信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン、国際信号旗 青色回転灯
表示機材	警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板	電光表示板
その他	海図及び海事法令集	消火ポンプ、関係する水路通報、航行警報等

(7) 警戒業務管理者の業務

警戒業務管理者は、主として次のような業務を行います。

- ① 警戒業務の総括及び実施に関すること。
- ② 警戒船の運用計画及び警戒業務に必要な情報を専従警戒要員に伝達すること。
- ③ 警戒船、工事責任者、海上保安部署等との連絡に関すること。
- ④ 工事・作業の内容を専従警戒要員に周知すること。
- ⑤ 専従警戒要員、警戒船船長等乗組員に対する教育、訓練に関すること。

第5節 工事・作業区域の明示

工事・作業等に使用する灯浮標の形状、灯質等については、「浮標式を定める告示(昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号)」に基づき、定められた灯質等の標識を設置する必要がありますが、光力等によっては航路標識法に基づく許可が必要となる場合がありますので、不明な場合は海上保安部へお問い合わせください。

標識を設置する場合は、標識に管理者名を明記のうえ維持管理の方法を記載してください。

第6節 水底土砂等の溶出検定

水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共水域から除去された土砂(汚泥を含む。))を海域に排出する場合(公有水面埋立法の許可若しくは承認を受けて埋立する場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合を含む。)は、必ず許可申請前にその水底土砂について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に規定する検定方法により検定し、その分析表を添付してください。

水底土砂含まれる有害物質の検定方法については、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によることとなりますが、詳細については発注者又は環境省若しくは都道府県環境部局へ問い合わせのうえ、その指示に従ってください。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」等に定められている底質中の金属等の物質の基準に合致するもの以外は排出できません。

第7節 海洋施設設置届

海域に海洋施設(人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来ができないもの)を設置しようとする者は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3」に基づき、設置場所を管轄する海上保安部長を経由して管区海上保安本部長に「海洋施設設置届」を提出する必要があります。

ボーリング櫓や作業台等、外見上海洋施設に該当するような施設においてもスパッド脚を使用して容易に移動できるものや、陸上部から歩み板等を介して人が往来できるものは海洋施設から除外されています。

本件事務については、徳島海上保安部警備救難課(0885-33-2244(直通))にお問い合わせください。

なお、港則法適用海域において海洋施設を設置するときは海洋施設設置届に併せて、港則法に基づく工事作業許可申請が必要になります。

第8節 水路の保全(水路業務法に基づく通報義務)

海上保安庁では、海上における工事・作業・行事などの情報を「水路通報」により周知し、船舶の航行安全に寄与しています。

海上において工事・作業を行う場合は、水深の減少、廃油等の投棄、推進器等の損傷、船舶交通流の阻害等を防止するため、船舶が通航する水路を保全しなければなりません。

このため工事・作業等の実施責任者は資機材の脱落・流失防止の措置を講ずるとともに、安全教育においては作業従事者に十分徹底しておく必要があります。

なお工事・作業に伴い水深が変化するような場合は、所定の水深を維持していることを確認するための水路測量を行う必要があるほか、新たな工作物を設置した場合や海図に記載されている水深に変化が生じた場合は、水路業務法に基づく海図補正に関する手続きを行う必要があります。

海図補正の手続き事務・問い合わせ先

- ・第五管区海上保安本部海洋情報部監理課 078-391-6551
- ・海の相談室電話 078-391-1299

<記入例>

工事作業変更許可申請書

令和 年 月 日

徳島小松島港長 殿

申請者住所
氏 名

1 目的及び種類

種類:起重機船等による岸壁改修工事

目的:老朽した〇港〇区〇岸壁を修復するため、既設ケーソン等を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、新規に制作したケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

(発注者:〇〇)

2 期間及び時間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 日出～日没

3 区域又は場所

〇〇港第〇区

徳島県〇〇市〇〇町地先(別添工事・作業区域図のとおり)

4 変更内容

← ※変更内容(変更前後の内容)といつから変更するのか記載してください。

変更前 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

変更後 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

5 変更理由

荒天による作業期間延長

6 内容変更工事(作業)の施工方法

施行方法に変更なし

7 その他事故防止措置等

許可書記載の事故防止措置を厳守します。

8 許可年月日及び許可番号

令和〇年〇月〇日(許可番号:〇号)

＜記入例＞
工事作業完了届

令和 年 月 日

徳島小松島港長 殿

届出者住所
氏 名

1 目的及び種類

種類：起重機船等による岸壁改修工事

目的：老朽した〇港〇区〇岸壁を修復するため、既設ケーソン等を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、新規に制作したケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

※許可申請時に記載した「目的及び種類」してください。

2 許可期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(日出～日没)

※期間変更申請の内容も踏まえた期間を記載してください。

3 区域又は場所

〇〇港第〇区

徳島県〇〇市〇〇町地先(別添工事・作業区域図のとおり)

※許可申請時に記載したとおり記入してください。

4 許可年月日及び許可番号

令和〇年〇月〇日(許可番号:第〇号)

5 完了年月日

令和〇年〇月〇日

6 その他特記事項

工事・作業中、特に異状ありませんでした。

※ 添付物

・施工位置(作業区域)図

- ・工事等により現状変化、工作物の設置及び水深変化した場合は、写真・測深結果等の資料
- ・磁気探査の結果についても探査結果(磁気反応があった場所等)がわかるような資料(報告書等)

を提出してください。

第9節 行事許可申請

同法第32条(行事の許可)

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(1) 様式

第9号様式

(工事・作業・行事は共通様式、表題を「行事許可申請書」としてください。)

(2) 申請者

行事实施責任者(行事の実施について全般の指揮監督する権限を有する者)

(3) 留意事項

① 行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、海上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

なお、海上デモ等を1隻で行う場合でも航行形態によっては許可が必要な場合があります。

② また参加する船艇等が少数であっても水域を占有(ブイ等の設置を含む)する、船隊を組む等して港域内(航路や泊地を含む)を通常の航行形態とは異なった形で航行する場合は行事に該当します。

このほか、海域上空においてラジコンヘリやドローン等の無人飛行機を用いた空撮やイベント等を実施する場合で、一定の海域を占有(利用)し、当該行為が船舶交通に影響を及ぼすおそれのある場合も行事に該当します。

③ 船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動しない限り、本条の行事には該当しません。

<記入例>

行事許可申請書

令和 年 月 日

徳島小松島港長 殿

提出日を和暦で記載
(提出時に手書きで記載可)

申請者所属・氏名

法人にあつては名称、責任者の職・氏名を記入。
※社印、責任者印不要(押印省略)。

1 目的及び種類

帆走技術向上のための第〇回〇杯ヨットレース大会(参加予定席隻数約〇隻)
油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
・行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記入してください。

2 期間及び時間

令和〇年〇月〇日 日出～日没
予備日:令和〇年〇月〇日 日出～日没 (詳細なスケジュールは別添のとおり)
・行事の開始及び終了年月日、時刻を適切に記入してください。
・行事開始前の準備及び終了後の後片付け等で海面を使用する場合の時間も、行事時間として記載してください。
なお数日間にわたる行事については、そのスケジュール表を添付してください。

3 区域又は場所

区域は、必要最小限度の範囲となるようにしてください。

〇港第〇区〇岸壁前面海域
〇灯台から〇度約〇mを中心とした半径〇mの円内海域 (行事区域図参照)
・行事の行われる場所又は経路を明確に記入し、位置図及び航行経路図等を添付してください。
基点は、灯台等の海図に記載された著名物標からの方位、距離を基に行事の行われる範囲を明確に記載してください。

4 方法

実施計画・要領がある場合は、要添付。

別紙のとおり
・別紙を使用して方法を具体的に記載し、実施計画書等がある場合は添付してください。

5 その他

別紙のとおり
・別紙を使用して標識、警戒要領、その他船舶に対する事故防止措置等を記載した書類を添付してください。

<別紙記入例>

4 方法

- | |
|---|
| <p>1 レースに先立ち、作業船を使用してスタート地点と風上側への回航地点にマークブイ各○基を○kgアンカーにより設置します。</p> <p>2 参加艇レース開始の○分前までにスタート地点海域へ集結します。</p> <p>3 参加艇は本部艇のスタート旗と汽笛による合図により、本部艇とスタート地点のマークブイを見通したスタートラインから同時にスタートし、回航地点とスタート地点のマークブイの外側を反時計回りに○往復帆走し、全参加艇がゴールラインを通過した時点で終了とします。</p> <p>4 レース終了後、マークブイは作業船により引揚げ撤去し、各艇はそれぞれの定係地へ帰港します。</p> |
|---|

行事の方法を具体的に記載し、実施計画書等を作成した場合は添付してください。

行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船艇(船名、トン数等)、航行速力や旗りゆう信号、音響信号等を使用する場合もその旨記載してください。

5 その他(事故防止措置等)

概ね、次の事項等について記載してください。

① 現場責任者の住所氏名、連絡先	⑤ 行事の中止基準
② 指揮系統及び連絡方法	⑥ 緊急連絡体制
③ 行事参加者に対する危険防止措置	⑦ 関係先に対する周知状況
④ 他船に対する警戒措置等	⑧ 標識等の形状

(1) 標識

- ① スタート地点と回航地点にマークブイ各○基を設置し、ブイには所有者名及び連絡先を明記します。
また設置位置の確認は、GPS により行います。
- ② レース参加艇にはクラブ旗、レース旗を掲揚します。

(2) 安全対策

- ① レース実施海域の本部艇には現場責任者○を配置し、事故防止等の指揮監督に当たります。(現場責任者所在場所及び連絡方法を明記)
- ② レース実施中、別表の警戒船をレース海域周辺に配備し接近船舶に対しては赤旗、拡声器等により注意喚起するとともに、海中転落者及び航行不能船舶等の救助に当たります。
- ③ 本部艇と警戒船は、トランシーバー等により常時連絡体制を確保します。
- ④ 気象・海象に注意し、気象警報(風、波等)が発表された場合及び次の基準に達した場合、または同基準が予想される場合には行事を中止します。
風速○m/秒以上、波高○m以上、視程○m以下
- ⑤ 参加者全員に救命胴衣を着用させます。
- ⑥ 事故発生等、緊急時は直ちに応急処置を講ずるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、徳島海上保安部へ速やかに報告します。
- ⑦ レースの中止、終了時は速やかに徳島海上保安部へ電話で報告します。
- ⑧ 同日、隣接海域でヨットレースを実施する○ヨットクラブと協議し、行事海域が重複しないように調整済みです。

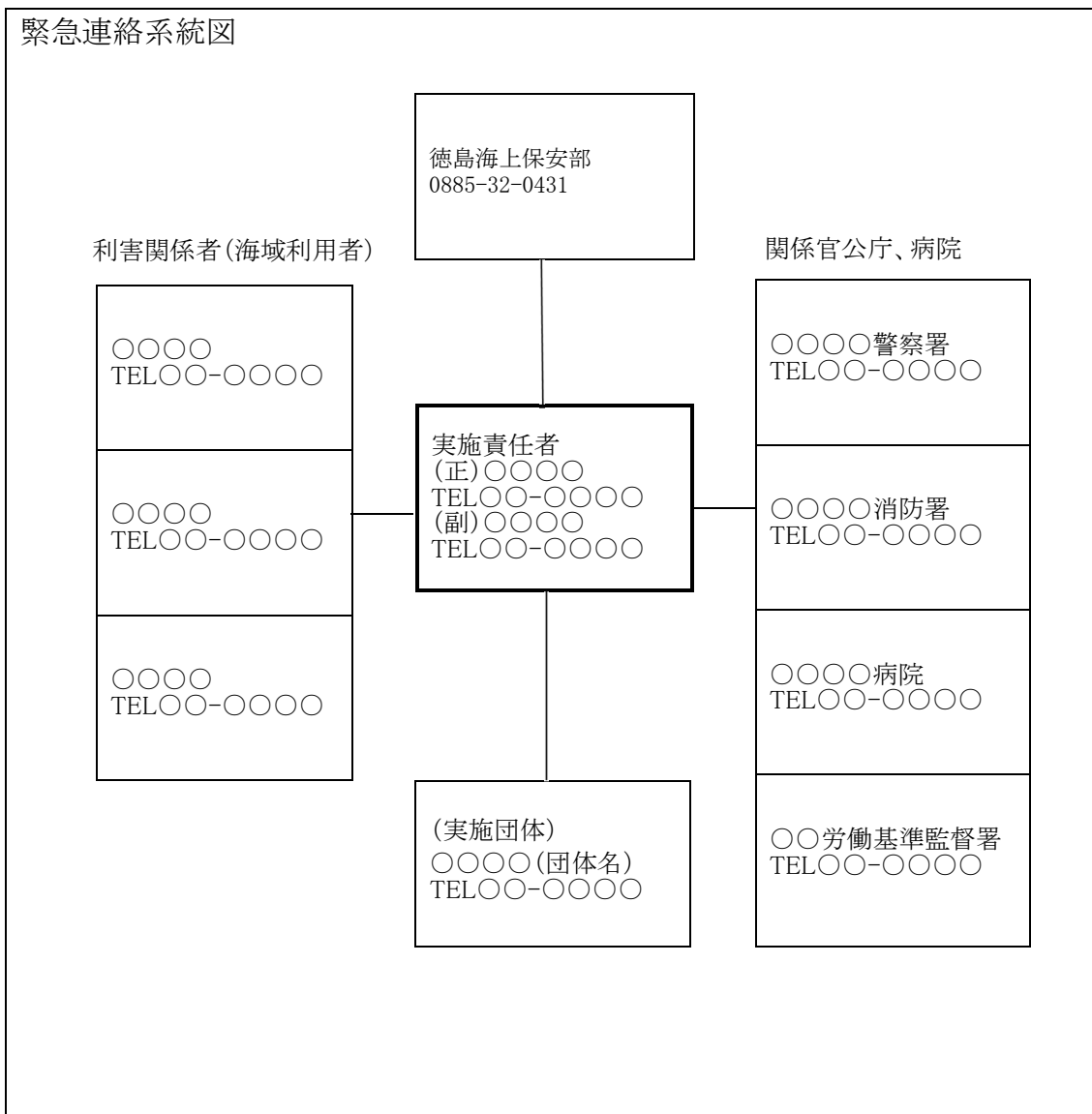
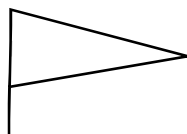
<別紙記入例>

6 緊急連絡系統

(1) 各艇間の連絡方法は以下のとおりとします。

トランシーバー、携帯電話

(2) クラブ旗、レース旗



7 使用船舶一覧

使用目的	船名	総トン数	船舶検査済票番号	船長名
作業船	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
警戒船	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

第6章 海上交通安全法

適用条文

海上交通安全法第41条（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

(抜粋)

(1) 届出書の様式

届出書は、様式の指定はありません。（記入例を参照）

(2) 提出部数

2部

(3) 届出書の提出時期等

工事・作業の届出書は、港則法に基づく許可申請と同様、原則として着工日の1ヶ月前に提出してください。

また他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

(4) 留意事項

① 届出が必要となる海域（海上交通安全法適用海域）

届出が必要となる海域は、瀬戸内海では、紀伊日ノ御崎灯台から蒲生田岬灯台まで引いた線及び佐田岬灯台から関崎灯台まで引いた線並びに関門港の東側の港界線により囲まれた海域のうち、次の海域を除いた海域です。

ア 港則法に基づく港の区域

イ 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法に規定する港湾区域

ウ 漁港漁場整備法に規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域

エ 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

※ 海上交通安全法適用海域の詳細は、徳島海上保安部交通課までご相談ください。

② 届出の対象行為

ア 届出対象の行為としては、浚渫、海底電線の敷設作業、掃海、測量及び水中作業等の工事・作業並びにケーソン等の工作物の設置があります。

また、既存の工作物を改築又は増築して、その規模を拡大又は縮小し、形状又は位置を変更する場合においても届出は必要です。

イ 一般には船舶が航行することは作業に該当しませんが、航行方法に制約を設けた状態で行われるもの（ソナーを用いた沈船の位置探査、複数船の特殊船隊行動等）は作業に該当します。

ウ 工事・作業の実施と工作物の設置は、個別に届出を行うことになります。

これは、船舶交通に対する危険防止の観点から各々個別の危険性が発生するおそれがあるためです。

このうち、

(ア) 工作物の設置は、設置計画の段階で施工方法が未決定の場合
(イ) 設置内容や設置期間等によって、施行方法が変更される場合
(ウ) 施工計画が数段階に分けて計画されている場合

等については、その都度、届出が必要となります。

なお、工作物の設置に伴う工事・作業の実施方法が既に決定している場合であって、届出者が同一の者であれば、この工作物の設置と工事・作業の届出書を一括提出することができます。

<記入例>

国の機関または地方公共団体が提出する場合は、通知

令和 年 月 日

海上工事・作業(又は工作物設置)届出(通知)

第五管区海上保安本部長 殿
(徳島海上保安部長経由)

※ 表題は、許可申請及び届出により異なりますが、記載項目は同じです。

届出者住所

名 称

氏 名

次のとおり工事・作業(又は工作物設置)を行いたいので、海上交通安全法第41条第1項に基づき届出ます。

通知の場合は、第41条第4項

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称: ○○○○株式会社

住所: 徳島県○○市○○○○

氏名: 代表取締役 ○○○○

2 当該行為の種類

作業船による採水作業等

3 当該行為の目的

調査海域の水質調査を実施するため作業船上から採水器及び計測機器を降下させ、海水の採取及び測定等を実施するもの。

4 当該行為に係る場所

位置図を添付してください。

紀伊水道(別紙○参照)

5 当該行為の方法

記入例については、工事・作業申請書を参照

作業船を使用し、各調査地点(○地点)において漂泊状態で作業船上から採水器(バンドン採水器)及び計測機器(透明度板、水深計)を降下させ、海水の採取、透明度測定、水温測定及び水深測定を実施するもの。

作業時間は1か所あたり15分程度です。(作業方法は別紙○参照)

6 船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要

作業中、専従の警戒要員により周囲の警戒を行い他の船舶の航行の支障となる場合は、作業を一時中断し作業船を退避させ安全を確認した後、作業を再開させます。

(緊急連絡系統図は別紙のとおり)

7 当該行為の着手及び完了の予定期日

令和○年○月○日 日出～日没

(予備日: ○月○日～○月○日)

8 工事又は作業を実施しようとする者にあつては、

ア 現場責任者の住所、氏名

住所：徳島県〇市〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

イ 使用する船舶の概要（複数いる場合は、一覧表を添付し「別紙のとおり」としてください。）

用途：小型兼用船

船名：〇〇丸

総トン数：〇〇トン

船舶番号又は船舶検査済票番号：第〇〇-〇〇〇〇号

9 工作物を設置しようとする者にあつては、

工作物の平面図、断面図及び構造図等を添付してください。

別紙のとおり

(その工作物の高さ、幅、長さ等の概要。)

設置しない場合は、この項の記載は不要です。

10 係留施設を設置しようとする者にあつては、

当該係留施設の使用計画（係留させる船舶、取扱貨物、使用回数等）

(5) 届出者

届出者は「工事又は作業を行おうとする者」及び「工作物を設置しようとする者」です。
なお、国の機関又は地方公共団体が実施する場合は、協議又は通知となります。

(6) 届出書の宛名及び提出先等

① 届出書の宛名及び提出先

届出書は、所轄の海上保安部長を通じ、所轄の管区海上保安本部長に提出することとなっています。

なお、工事・作業の実施海域又は工作物の設置海域が複数の海上保安部の所轄海域の境界付近である場合又は複数の管区海上保安本部、あるいは、海上保安部の所轄海域にまたがる場合など、提出先が分からないときは、事前に海上保安部までお問い合わせください。

提出先	宛名
徳島海上保安部	第五管区海上保安本部長 (徳島海上保安部長経由)

(7) 届出書の記載要領

申請書(届出書)の作成に当たっては、港則法に基づく工事・作業許可申請を参考にして次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出してください。

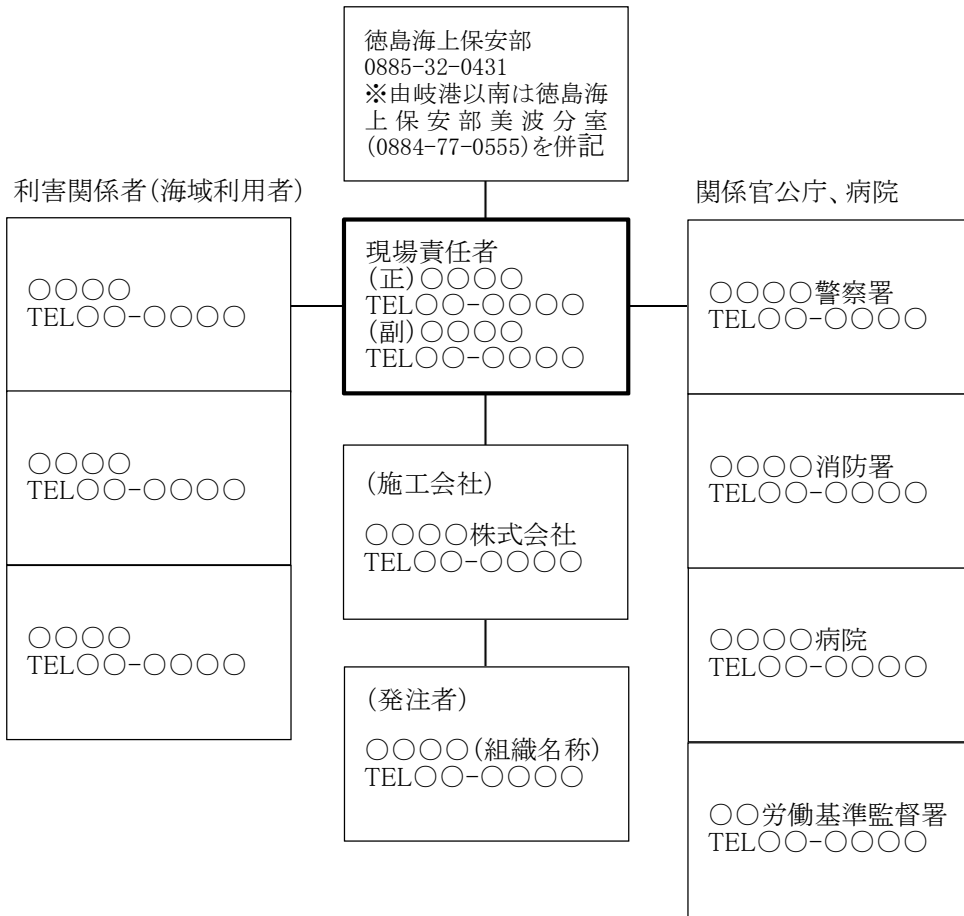
① 届出書

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該行為の種類
ウ 当該行為の目的
エ 当該行為に係る場所
オ 当該行為の方法
カ 船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要
キ 当該行為の着手及び完了の予定期日
ク 工事又は作業をしようとする者にあつては、 ・ 現場責任者の氏名及び住所 ・ 当該行為をするために使用する船舶の概要
ケ 工作物の設置をしようとする者にあつては、当該行為に係る工作物の概要
コ 係留施設の設置をしようとする者にあつては、当該係留施設の使用の計画

※ 位置図、当該行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図並びに当該工作物が係留施設に係る場合にあつては、当該係留施設の使用の計画の作成の基礎を記載した書類等を添付してください。

<別紙記入例>

緊急連絡系統図



第7章 その他

第1節 竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可

適用条文

法第34条

特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

(1) 様式

第11号様式

(2) 申請者

竹木材水上荷卸、筏係留又は筏運行の作業をしようとする責任者。

(3) 留意事項

- ① 筏とは、竹、木材、鋼製フローター、プラスチックパイプ等を綱、ボルト、ワイヤー等で結合し一体として運搬、保存できる状態にしたものをいいます。
- ② 竹木材を水上に荷卸しする場合は、流出等を防止するためのネット等を展張するとともに、流出時には直ちに回収できるよう作業船等を待機させてください。
- ③ 荷卸し中の木材等の沈没を防止するため、荷卸の検数、沈下防止ネットの展張等の措置を講ずるとともに、荷卸し終了後は音響測深機又は潜水土等による海底探査を実施し沈木を完全に引き揚げてください。
- ④ 筏の運行及び係留に当たっては、十分な固縛を行い流出防止に万全を期すとともに、流出時には直ちに回収してください。
- ⑤ 竹木材荷卸、筏運行及び筏係留について次のような要件を満たす場合は、1か月以内の期間に限り包括的に許可することができます。

なお許可期間中の実績については、翌月5日までに提出してください。

ア 筏の大きさ、数、運行時間、運行区間その他の事項を勘案し危険が少ないと認められること。

イ 筏運行及び筏係留を行う者において、適切な運行係留管理が行われていること。

第2節 えい航の制限

適用条文

法第19条

2 第14条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

規則第9条

船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。

適用除外(えい航制限の免除)

巨大物件、巨大船、特殊な作業等により、前述の制限事項を超えてえい航する場合は、えい航許可申請書(所定の様式はありません。)を提出のうえ許可を受けてください。

また、えい航作業が港内における工事・作業と関係している場合は、工事・作業許可申請書にその内容及び安全対策等を記載してください。

工事・作業の許可を受けることをもって、本条のえい航制限が**免除**されたものとして取扱います。

なお、次の場合は許可できない場合がありますので、ご注意ください。

- ① 船舶交通のふくそう時間帯にえい航する場合
- ② えい航経路が一般船舶の航行等に支障がある場合
- ③ えい船の能力が十分でない場合
- ④ 船舶交通のふくそう度等を勘案し、必要に応じた警戒船や補助えい船が配備されていない場合

第3節 私設信号使用許可 適用条文

法第28条

特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

法第45条(準用規定)

第9条、第25条、第28条、第31条、第36条第2項、第37条第2項及び第38条から第40条までの規定は、特定港以外の港について準用する。

この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

規則第15条

法第28条(法第45条の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

(1) 様式

第8号様式

(2) 申請者

港内で使用する私設信号を定めようとする者。

(3) 留意事項

- ① 私設信号とは、国際信号書による旗りゅうや灯火、文字盤等の手段により、ある特定の意味を表すための信号を言います。
- ② 国際信号書には、旗りゅう信号による船舶との交信の意味が規定されており、また灯火等は航行管制を行ううえで重要な意義を有している。
このため不必要な信号を設定することによる混乱を防ぐ必要があることから許可制度としているものです。
- ③ 国際信号書に定められている信号のほか、法令等に掲揚が定められている信号と同じ信号の場合は許可できません。
- ④ 設定者は、国、地方公共団体、私企業体、私人等を問いません。
- ⑤ 海上保安庁では、現在、係留施設の使用に関する信号の発受業務は実施しておりませんので、信号を発する場所を海上保安庁の信号所とするものについては、許可できません。

第4節 船舶交通の制限 適用条文

法第 39 条

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。
ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 42 条の 8 の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

制限の内容及び周知

- ① 港内において、船舶交通の安全を阻害するような事態が生じた場合に、港長が船舶交通の制限等を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通の輻輳海域で大規模な工事等が行われる場合に、港長公示により航路禁止、航行制限等の措置を取っております。
- ② 制限等を行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間、区域等も必要最小限に留められております。
- ③ 制限等を行った場合は、五管区水路通報、海の安全情報等への掲載及び海事関係団体へ通知しております。
あわせて、法第 39 条第1項に基づく制限等を行った場合は、公示文を海上保安部署等の掲示板に掲示しております。
- ④ 法第 39 条第3項は、異常な気象及び海象により発生する自然災害や海難等の突発的な事情が生じた場合のように、法第 39 条第2項による公示の暇がなく直ちに現場において対処しなければならない場合に航行制限等を行うもので、海難現場において巡視船等で交通整理を行うほか、無線電話等により港長公示の内容を放送して関係船舶へ周知します。
なお、重油、潤滑油等の油が流出し防除作業を行っている場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、同様に巡視船等により一般船舶に対して当該海域からの退去、進入の中止等の航行制限を行う場合があります。
- ⑤ 法第 39 条第4項は、台風による暴風雨の接近のように予め交通の阻害事情や期間が判明しているわけではないが、船舶交通の危険が発生することが予想されるような事態において、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずるべきことを港長が勧告できることを規定しているものです。

各様式

入 出 港 届 GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date [※] ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 [※] Attached document [※] (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付 Date	
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
 3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “※”
 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2号様式

入 出 港 届 省 略 許 可 申 請 書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

船舶の名称		予定到着日時 ／ 出発日時	
船舶の種類			
信号符字又は 船舶番号			
船舶の国籍			
船長の氏名			
総トン数			
乗組員の数 (船長を含む。)			
港における船舶の位置 (停泊地)		省略期間	自 月 日 至 月 日
船舶の代理人 の氏名又は 名称及び住所			
主な航行海域 (航行経路)			
貨物に関する 簡潔な記述			

(第2号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 予定到着日時／出発日時が当該欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 4 省略期間は、原則として1ヶ月以内の期限に限って申請すること。
- 5 申請書は、1通提出すること。

港長 殿

申請者所属・氏名

【共通項目】

船舶の名称				信号符字又は船舶番号		
船舶の国籍		船舶の種類		総トン数	トン	
船舶の全長	m	最大喫水	m cm	重量トン数	トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所				船長の氏名		
危険物情報		品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）		こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	入港時					
	出港時					

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的		停泊予定期間	月	日	時	分から
希望停泊場所			月	日	時	分まで
※指定錨地・停泊場所						

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月	日	時	分	移動理由	
停泊場所	移動前		移動後		移動後停泊予定期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所		荷役情報	荷役業者名	
停泊期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで		荷役期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第21条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第6条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第6条第2項の規定による移動届
 - 同法第22条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 4 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 5 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 6 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 7 ※欄には記載しないこと。
- 8 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 9 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 10 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰る危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 11 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 12 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 13 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 14 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 15 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 16 申請書等は、1通提出すること。
- 17 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第4号様式

係留施設使用届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船舶の名称			
船舶の国籍		船舶の種類	
船舶の全長	m	総トン数	トン
重量トン数	トン	最大喫水	m cm
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所			
係留施設の名称又は場所		係留期間	自 月 日 時 分
			至 月 日 時 分
主な揚荷	種 類		数 量
主な積荷	種 類		数 量

(第4号様式)

注意

- 1 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 2 届書は、1通提出すること。

第5号様式

係留施設使用届省略許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

1 係留施設の名称又は場所

2 係留施設使用届省略期間

自 月 日
至 月 日

3 係留の用に供する船舶の要目

船舶の名称	船舶の種類	総トン数	重量トン数	船舶の全長	最大喫水

(第5号様式)

注意

- 1 省略期間は、原則として1ヵ月以内の期限を限って申請すること。
- 2 申請書は、1通提出すること。

第6号様式

修 繕 ・ 係 船 届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船 舶 の 名 称		船 舶 の 種 類	
船 舶 の 国 籍		総 ト ン 数	トン
船 舶 の 全 長	m	最 大 喫 水	m c m
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所			
修繕・係船期間	自 年 月 日	修繕・係船中 の 停 泊 場 所	
	至 年 月 日		
主要修繕箇所・ 係 船理由及び方法			
乗 組 員 の 数		修繕・係船中 の乗組員の数	
事 故 防 止 措 置			
※指定停泊場所			

(第6号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
修繕届
係船届
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 船主以外の者が船主の代理人として届け出る場合には、船主の氏名を記載し、その下にその者の所属氏名を記載すること。
- 4 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 5 届書は、1通提出すること。
- 6 ※の欄は記載しないこと。

第7号様式

危険物運搬許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

船舶の名称				信号符字又は 船舶番号		
船舶の種類		総トン数	トン	重量トン数	トン	
船舶の全長	m	最大喫水	m cm	船長の氏名		
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所						
危険物 情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）			こん包 の数	正味 重量	船内の 積付位置
運搬業者名			荷役業者名			
運搬期間 及び回数	自 月 日 時 分		荷 役 期 間	積込	自 月 日 時 分	
	至 月 日 時 分				至 月 日 時 分	
			回	荷卸	自 月 日 時 分	
					至 月 日 時 分	
運搬区間	場 所			岸壁又は錨地コード		
	自			()		
	至			()		
	経路					

(第7号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に()を付して薬量を記載すること。
- 4 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 5 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物(爆発物)、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類(容器等級Ⅰ)、引火性液体類(容器等級Ⅱ)、引火性液体類(容器等級Ⅲ)、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物(爆発物を除く。)、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード(MSコード)を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 6 申請書等は、1通提出すること。
- 7 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第8号様式

私 設 信 号 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

- 1 目 的
- 2 信号を發する場所
- 3 方 法
- 4 内 容

信 号	信 文	応 答 信 号

5 使 用 期 間

6 そ の 他

(係留施設の使用に関する信号の場合は、係船浮標については、海図上の著名物標からの方位・距離、係船岸壁等の場合は、所在地“図面添付”を記載すること。)

(第8号様式)

注 意

申請書は、1通提出すること。

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第 11 号様式

竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

荷卸船舶	船舶の名称		港における船舶の位置 (停泊地)	
	総トン数	トン		
貨物の種類及び数量				
荷主名				
筏運行の目的		荷卸期間 運行	自 月 日 時 分	
引船の名称			至 月 日 時 分	
筏の大きさ及び数		運行区間 (図面添付)	自	経路
1回に曳航する枚数及び全長			至	
筏係留の目的		係留場所及び方法 (図面添付)		
係留期間	自 月 日 時 分			
	至 月 日 時 分			

(第 11 号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
竹木材水上荷卸許可申請書
筏運行許可申請書
筏係留許可申請書
竹木材水上荷卸、筏運行許可申請書
筏運行、係留許可申請書
竹木材水上荷卸、筏運行、係留許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請書は、1 通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。